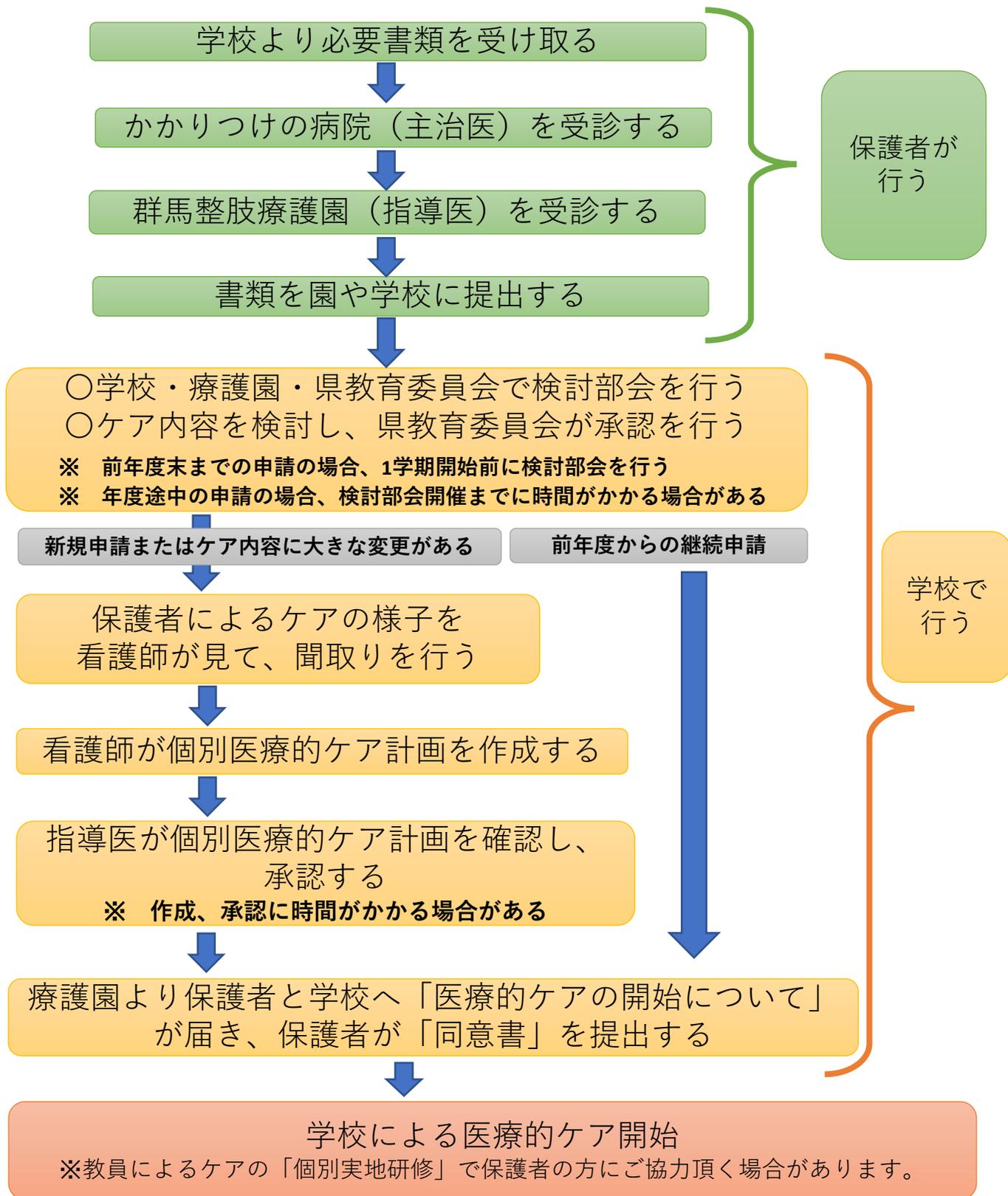


「学校における医療的ケア」

申請手続きについて「利用開始までの流れ編」

- ・学校による医療的ケアの申請や手続きは、毎年行います。継続申請の場合、12月に書類を渡すので、年度内に園や学校に必要な書類の提出をお願いします。必要書類については別紙「書類編」をご覧ください。
- ・新規の申請はいつでも受け付けます。以下のような手続きに時間がかかります。



申請手続きについて「書類編」

- 学校における医療的ケアでは、看護師による医療的ケアと教員による医療的ケアがあります。ケアの内容によって看護師による医療的ケアと教員による医療的ケアの両方の申請が必要になります。
- 申請に当たり、どのような書類が必要かは、申請するケア内容により異なります。以下の表で申請に必要な書類や手続きについて確認して下さい。

A

- 「注入」「気管切開部の管理」「薬液による吸入」「持続吸引」のいずれかの申請を行う
- 教員による「口腔内の吸引(咽頭手前まで)」の申請を行う(希望する場合のみ)

看護師による医療的ケアと教員による医療的ケアを申請する

☆必要書類☆

【茶色の封筒】

- ①医療的ケア申請書
- ②主治医指示書

【緑色の封筒】

- ③教員による医療的ケア申請書

☆手続き☆

学校から①②③を受け取る

→主治医を受診し、①③は保護者、②は主治医が記入する

※ ①③は②と内容が合っているか確認する

→群馬整肢療護園を受診する

※ 受診予約の際、「学校の医療的ケア申請のための受診」と伝える

※ 受診の際、③に指導医(療護園園長)のサインを書いてもらう

→①②は茶色の封筒に入れて療護園に、③は緑色の封筒に入れて学校(担任または事務室)に提出する

B

- 「酸素吸入」「人工呼吸器の使用」「シリンジで100mlを超える水分の注入」「持続注入ポンプの使用」のいずれかを申請する

看護師による医療的ケアと教員による医療的ケア(個別具体的行為含む)を申請する

☆必要書類☆

【茶色の封筒】

- ①医療的ケア申請書
- ②主治医指示書

【緑色の封筒】

- ③教員による医療的ケア申請書
- ④個別具体的行為

☆手続き☆

学校から①②③④を受け取る

→主治医を受診し、①③は保護者、②は主治医が記入する。④は記載内容を主治医に確認してもらう

※ ①③は②と内容が合っているか確認する

→群馬整肢療護園を受診する

※ 受診予約の際、「学校の医療的ケア申請のための受診」と伝える

※ 受診の際、③④に指導医(療護園園長)のサインを書いてもらう

→①②は茶色の封筒に入れて療護園に、③は緑色の封筒に入れて学校(担任または事務室)に提出する

C

- A、Bに当てはまる行為は申請しない

看護師による医療的ケアを申請する

☆必要書類☆

【茶色の封筒】

- ①医療的ケア申請書
- ②主治医指示書

☆手続き☆

学校から①②を受け取る

→主治医を受診し、①は保護者、②は主治医が記入する

※ ①は②と内容が合っているか確認する

→群馬整肢療護園を受診する

※ 受診予約の際、「学校の医療的ケア申請のための受診」と伝える

→①②は茶色の封筒に入れて療護園に提出する